山形大学紀要(農学)第17巻 第2号: 37-48. 平成27年2月 Bull. Yamagata Univ., Agr. Sci., 17(2): 37-48 Feb. 2015

WTO 国内補助金規定に対する米国農政の対応 - WTO 通知から読み取れる米国の思惑-

金 成 垺

山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センター (平成 26 年 11 月 7 日受理)

The US agricultural policy stance toward WTO domestic subsidies rule : the U.S' intention read from the WTO notification

Sunggak Kim

Yamagata Field Science Center, Faculty of Agriculture, Yamagata University, Tsuruoka 997-8555, Japan (Received November 7, 2014)

Summary

WTO-AA stipulates that domestic subsidies be cut down because it brings about the production-and-trade distorting and eventually hinders the free trade system. And the member countries are obliged to notify to WTO the contents of domestic subsidies and can be challenged by other countries if subsidies are misclassified, or omitted from the notifications. The objectives of this study is to make clear the US stance toward the WTO domestic subsidies rule by scrutinizing the US domestic subsidies policies focusing on the US WTO notification. Toward this objective, the followings are discussed. (1) to find out what kinds of policies attention US has paid to the WTO rule by scrutinizing the US domestic subsidies policies focusing on the US WTO notification, (2) to consider whether the classification of domestic subsidies is correct or not in terms of WTO rule, (3) to identify the US stance toward WTO domestic subsidies rule, (4) to find out the problems relating to WTO domestic subsidies rule. And the findings are as follows: The US' notification of total AMS has not exceeded the Uruguay Round commitment of \$19.1 billion. But much of that is attributed to the improper classification of MLA · CCP and PFC · DP, which, in turn, is caused by ambiguity of the WTO rule.

Key words: US agricultural policy, WTO · Agreement On Agriculture, Notifications on domestic support

I はじめに

1 国内補助金に関するWTO規定

WTO農業協定(以下、農業協定と略)は、国内支持が農業生産拡大・市場歪曲につながり自由貿易システムの障害となるとし加盟国にその削減を求める。なお国内支持内容 - 範囲と総額、分類方法等 - のWTOへの通知が義務づけられ、通知の欠落、誤った通知などはWTOの場で追及される。国内補助金・通知に関するWTO規定(以下、WTOルールと略)について、日本ではAMS

制限枠に余裕があるとされ注目度が低い $^{1)}$ が、米国や韓国 $^{2)}$ などでは常に意識され細心の政策的注意が払われている。

2 先行研究レビュー

近年、特に米国綿花補助金に対するWTO裁定³(以下、綿花裁定と略)以降、米国農政研究の多くは、従来の価格操作による需給調整・所得支持を批判しつつ、WTOルールとの調和による紛争回避を主張する。綿花裁定の過程では、農業協定とWTO補助金及び相殺措置

に関する協定(以下、補助金協定と略)における国内補助金の分類方式と「著しい害」「悪影響」(後述)を巡る解釈が一層明確になるが、その結果として、米国農政の脆弱性が改めて浮き彫りになった。

補助金分類方式との関連で、Schnepf・Womach[20] はとりわけ米国のPFC・DPが綿花裁定で「緑ではない」と判定されたことに危機感を募らせる。米国のWTO通知を分析したBlandford・Orden[2][3]も、①米国がPFC・DPとMLA・CCP⁴⁾をそれぞれ緑とデミニミス(最小限度許容助成)と分類しAMS総額(削減対象の国内助成)から除外するのは疑問である、②米国の通知には農業用燃料減税、バイオマス補助金などが欠落している、③農業保険の通知額と実際の政府負担額との間にギャップがあると指摘する。さらにRoberts・Andrews[19]とBlandford・Orden[2][3]は、PFC・DPとMLA・CCPがWTOルールに則って再分類されれば、米国の国内補助は過去複数年に渡りAMS限度額を超えると指摘する。

一方で、Orden et al. [15] [16] は農業協定の弱点としてWTOルールの曖昧さ(補助金の分類方法・算定方法の不統一)とWTO通知の遅れを指摘し、それに付け込んだ分類操作(実質的な補助金削減なしでのAMS削減)を防ぐためのルール強化を主張する。

3 本稿の目的・課題

先行研究の多くからは、WTOルールへの米国農政の対応、すなわち(農業協定と補助金協定と関連する)補助金政策に対する危機感・苛立ちがにじみ出る。しかし米国が実際にWTOルールをどのように捉えているのか、WTOルールに対する米国農政の姿勢・認識は何なのかは必ずしも明確にされていない。

WTOルールに対する米国の基本認識、その具体的体現である補助金政策の正確な理解は、米国農政の理解はもちろん、日本が各種通商交渉を進める上でも極めて重要である。たが、米国のWTO国内補助金通知を直接の分析対象とした日本国内の研究は必ずしも多くない。鈴木[30]、服部[11]、磯田[12]は米国のWTO通知における補助金の分類方法に触れ、その曖昧さを批判的に捉えているが、WTO発足以来の全期間を対象にしたものではなく、その対象も一部制度に限られるなどWTO通知を直接の分析対象としているとは言いがたい5)。

そこで本稿は、WTO発足以来の連年データ (1995~

2010年度)に基づくWTO国内補助金通知の検討を通して、WTOルールに対する米国農政の基本スタンスを確認すると共に、WTOルールの課題を明らかにする。2章ではWTO米国通知に沿って国内補助金政策の主要内容と特徴の検討を通して、WTOルールに対しどのような政策的注意が払われてきたかを考察する。3章では米国通知における補助金分類方式の適正さを検討した上で、再分類が行われた場合、AMS削減約束水準がどの程度守れるかを検証する。4章では、以上を踏まえてWTOルールに対する米国農政の姿勢と対応を確認・整理し、5章ではWTOルールの課題に触れる。

I WTO通知から見る米国国内補助金政策の体系

1 米国の国内支持の特徴

(1) WTO農業協定における国内支持の扱い

WTO農業協定は国内支持⁶⁾ を、助成のもつ貿易歪曲の程度に応じて「緑」「青」「黄」に区分する。緑は農業政策として国が交付している助成のうち、貿易を歪める影響や生産に対する影響が全くないか、あるいはほとんどないものと解釈され、削減対象から除外される。青は生産調整を前提とする直接支払いで、緑に準じて、削減対象外となる。黄は緑と青を除く全ての国内支持のことで、貿易を歪める政策と位置付けられ削減対象となる。国内助成合計量との意味でAMS(Aggregate Measurement of Support)といわれる。ただ黄のうちデミニミスは削減対象外となるので、実際に削減対象となるのはAMS総額(Total AMS)のみである(黄(AMS)=AMS総額+デミニミス)。

デミニミスについては、①PSS補助金(品目特定的助成:product-specific support)の場合は特定品目への合計助成額が特定品目生産額の5%(途上国の場合10%)未満である時、②NPS補助金(品目非特定的助成:nonproduct-specific support)の場合はその合計額が国全体の農産物生産額の5%(途上国の場合10%)未満である時、そのすべてがデミニミスとなる(農業協定6条4)。ここで、PSSとは補助金が特定品目の生産と関連する場合を指し、NPSとは補助の効果が農業全般に行き渡り対象品目の特定が困難な場合を指す。

(2) 拡大する国内支持と「緑」

1990年代中盤600億ドル程度であった米国の国内支持 総額は2008年からは1,000億ドルを超える。国内支持総 額の8割を超える緑の拡大が主な要因である。1995年460億ドルであった緑は2000年代に入り増え続け、2009年には1,000億ドルを突破した(表1)。その大半は、低所得者や子供等に対する食料支援である国内食糧援助が占める(表2)。緑のうち農家所得に直接影響するのはDP・PFCなど「生産に関連しない収入支持」(decoupled income support)である。価格変動に関わらず毎年一定水準が支給される固定直接支払で、高価格の時期でも支

払われる。これに対する批判は多く(GAO[9])、その結果、2013年農業法において固定直接支払は廃止となる⁷⁾。 一方、96年農業法で不足払いが廃止されたことで米国の青は0%となった。

(3) 米国の「黄」: AMS=AMS 総額+ デミニミス

黄は価格・生産量に連動する補助金であるため、価格 低迷期(1998~2002年)には膨れ上がるが、価格高騰の 際(2006年~)には減少する(表1及び3)。市場価格支

表1 米国の国内補助金WTO通知の内容

単位:10億ドル

		1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
1)	AMS総額	6.21	5.9	6.24	10.4	16.8	14.4	9.64	6.95	11.6	12.9	7.74	6.26	6.25	4.27	4.12
2)	デミニミス	1.48	1.15	0.8	4.74	7.34	7.04	6.69	3.24	6.46	5.98	3.6	2.26	9.38	7.26	5.66
	PSS (%)	7	3	29	3	1	3	24	13	11	2	5	10	1	16	5
	NPS (%)	93	97	71	97	99	97	76	87	89	98	95	90	99	84	95
3)	黄の政策	7.69	7.05	7.04	15.1	24.1	21.5	16.3	10.2	18.1	18.9	11.3	8.52	15.6	11.5	9.78
4)	青の政策	7.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5)	緑の政策	46	51.8	51.3	49.8	50.1	50.7	58.3	64.1	67.4	71.8	75	76.2	86.2	103	121
6)	国内支持総額	60.8	58.9	58.3	65	74.2	72.1	74.7	74.3	85.5	90.8	87.4	84.7	102	115	130

資料: WTO notification に基づき筆者作成注) 3)=1)+2)、6)=3)+4)+5)

表2 米国のWTO通知:緑の内容

単位:10億ドル

	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
一般的な役務	6.42	6.55	6.8	7.23	8.55	9.21	10.26	10.94	11.2	11.35	10.78	10.75	15.75	13.6	15.17
国内食糧援助	37.47	37.83	35.96	33.49	32.38	33.92	38.01	42.38	45.86	50.67	54.18	54.41	60.52	78.8	94.92
生産に関連し	0	5.19	6.29	5.66	5.07	4.1	5.3	6.49	5.27	6.16	6.15	6.13	5.78	6.18	5.85
ない収入支持															
自然災害救済	0.1	0.16	0.16	1.41	2.14	1.42	2.12	1.69	1.96	0.17	1.07	0.93	0.06	0.1	0.06
生産資源廃棄	1.73	1.73	1.69	1.69	1.48	1.62	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資援助	0.08	0.09	0.09	0.09	0.13	0.11	0.12	0.11	0.09	0.08	0.14	0.12	0.12	0.12	0.13
環境支払	0.23	0.28	0.27	0.26	0.31	0.29	2.51	2.45	3.04	3.4	3.73	3.83	3.98	4.42	4.41
<u> </u>	40.00	F1 00	F1 0F	40.00	FO 00	FO 02	FO 90	04.00	07.49	71 23	2F 09	70.10	00.00	100.0	100 5
	46.07	51.83	51.25	49.82	50.06	50.67	58.32	64.06	67.43	71.83	75.03	76.16	86.22	103.2	120.5

資料:WTO notification に基づき筆者作成

表3 米国のWTO通知: AMSの内訳(1995~2010年)

単位:100万ドル、%

													- III.	100/1	10 \ 10
	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
市場価格支持	6,213	5,919	5,816	5,776	5,840	5,826	5,771	5,758	5,832	5,908	6,154	6,238	4,059	4,068	4,103
削減対象直接支払 ¹⁾	88	7	578	4,437	10,567	8,435	4,934	1,142	5,590	6,700	1,412	14	2,083	1,217	170
その他	10	12									347	245	232	166	125
信合22q	6,311	5,938	6,475	10,550	16,865	14,628	11,227	7,386	12,275	13,055	7,913	6,497	6,374	5,451	4,398
(うちデミニミス)	97	40	236	158	63	215	1590	436	680	118	171	237	119	1184	278
NPS合計	1,386	1,115	567	4,584	7,278	6,828	5,101	2,801	5,778	5,862	3,430	2,023	9,262	6,074	5,387
農業生産に占める割合	0.7	0.5	0.3	2.4	3.8	3.4	2.6	1.3	2.5	2.5	1.4	0.7	2.9	2.1	1.6
(うちデミニミス)	1,386	1,115	567	4,584	7,278	6,828	5,101	2,801	5,778	5,862	3,430	2,023	9,262	6,074	5,387
AMS総額(TotalAMS)	6,214	5,898	6,238	10,392	16,803	14,413	9,637	6,950	11,595	12,938	7,742	6,260	6,255	4,267	4,119

資料:WTO notification に基づき筆者作成

注1) 削減対象直接支払:価格連動型補助+緊急支援(emergency payments)

持、削減対象直接支払、MLA・CCP、作物・収入保険 (以下、農業保険と略)等からなり、その性質からPSS・ AMSとNPS・AMSに分類される(後述)。WTO加盟国 はAMS総額をそれぞれの限度枠⁸⁾以内に維持しなけれ ばならない。米国のAMS限度枠は1996~99年までは199 ~223億ドル、2000年以降は191億ドルであり、すべての 年度において一応、その水準が守られている(表6)。

2 WTO通知における米国のPSS・AMS

米国のPSS・AMSは市場価格支持と削減対象直接支払い(主に価格連動型補助)からなる(表4)。

(1) 市場価格支持 (MPS: market price support)

市場価格支持とは国内市場価格を国際価格以上に高く維持する政策による消費者から生産者への所得移転のことで、内外価格差(固定された国際価格:1986-88年平均-行政価格)×対象数量で算出する。高い市場価格維持のためには輸入との競争を遮断する必要があり、関税による輸入制限、(価格支持のための)輸出補助、政府買入れがその手段として用いられる。

酪農品と砂糖のみを対象⁹⁾とする米国の市場価格支持は、常にAMS総額の相当部分を占め、とりわけ酪農の比重が大きい。「固定」された国際価格の他に、行政価格は大きく変動せず、対象数量(酪農と砂糖の生産量)も安定的であるため、安定的に推移してきた市場価格支持は2008年農業法の牛乳価格支持制度(MPSP: Milk Price Support Program)の修正で大きく変動することとなる¹⁰⁾。

MPSP (1949年~2008年) とは、政府が加工業者から 特定乳製品(チーズ、バター、脱脂粉乳の3品目)を買 入れる(加工業者を助ける)ことで、間接的に加工向け 牛乳農家を支援する価格支持である。政府買入れ価格は 生乳支持価格(1996年農業法以来9.90ドル/100ポンド) とリンクされており、その生乳支持価格がMPS計算時の 行政価格とされた。なお加工向け牛乳農家の保護目的で はあるが、その効果は加工向けのみならず全ての生乳に 及ぶということで牛乳全生産量が「対象数量」とされた。 ところが、2008年農業法においてMPSPは乳製品価格支 持制度 (DPPSP: Dairy Product Price Support Program) に取って代わった。DPPSPとは、政府が特定乳製品を法 律で定めた支持価格で買い上げる制度で、MPSPにおけ る乳製品買入れ価格と生乳支持価格とのリンクは解除さ れた(生乳支持価格9.90ドルの廃止)。これに伴い、酪 農の「市場価格支持」算出式も、「加工向け牛乳価格の内

外価格差×全牛乳生産量」から「特定乳製品価格の内外価格差×特定乳製品全生産量」へ変更された。すなわち、①牛乳価格の内外価格差が特定乳製品の内外価格差に変わる②対象数量も牛乳全生産量から特定乳製品全生産量へ変わり、牛乳生産量のうち、飲料牛乳向け、特定乳製品向け以外のもの(全牛乳生産量の約2/3)が市場価格支持から除外される。①②の結果、2007年50億ドルに上った酪農の市場価格支持が2008年以降は30億ドル以下へと激減した(表4)。

(2) 価格連動型補助 (price linked subsidies)

削減対象直接支払いは価格連動型補助と緊急援助からなるが、その中心は価格連動型補助である。価格に直結するので価格が高騰した2006年以降、大きく減少している(表4)。

①価格支持融資制度(MALP: Marketing Assistance Loan Program)

主要穀物など農産物を担保にした短期融資制度である。市場価格が融資単価(ローンレート)を上回る場合には農産物を売却することで融資を返済するが、市況低迷時には担保となる農産物を商品金融公社に引き渡すことで返済義務が免除されるため、実質的に融資単価が農産物の最低価格として位置付けられる。実際の生産に応じて支給されるもので、価格推移によって大きく変動する。CEG(Certificate exchange gains)、CLF(Commodity loan forfeit:担保流し返済)、LDP(Loan deficiency payments)、MLG(Marketing loan gains payments)を含む¹¹⁾。

②綿花ステップ2支払い(以下、Step2と略)

高い米国産綿花を利用する国内加工業者と米国輸出業者に対しその差額を補助する制度で、米国は以前これを輸出補助金ではなく国内補助金(価格連動型補助)としてWTOに通知してきた。しかし綿花裁定において、輸出業者に対する差額補助金は禁止されている輸出補助金であり、国産利用する加工業者への補助は禁止されている輸入代替的補助金であると判定され、その廃止が勧告された(2006年廃止)。

③生乳所得損失補償契約事業 (Milk Income Loss Contract Program: MILC) 12)

飲用向け生乳価格が目標価格を下回った場合、その差額の一部-市場価格(飲用向け)と目標価格との差額の34%-が補填される制度である。2002年農業法で新設された黄であり、2008年農業法でさらに強化された。比較

表4 米国のWTO通知: PSS・AMSの内容(デミニミス適用の前)

単位:100万ドル

	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
市場価格支持	6,213	5,919	5,816	5,776	5,840	5,826	5,771	5,758	5,832	5,908	6,154	6,238	4,059	4,068	4,103
・酪農	4,694	4,674	4,455	4,332	4,377	4,483	4,509	4,515	4,646	4,794	4,882	5,011	2,925	2,827	2,845
・砂糖	11,08	937	1,045	1,093	1,133	1,032	1,262	1,242	1,186	1,114	1,272	1,227	1,134	1,241	1,258
· peanuts	412	308	315	350	330	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0
価格連動型補助	88	в	578	4,106	9,042	8,429	3,525	1,141	5,549	6,616	1,357	8	1,722	759	170
• CEG	0	0	0	6	619	1,975	317	307	1,453	167	967	0	827	4	0
· CLF	0	0	-2	6	20	20	658	1	11	1,010	0	0	0	0	0
· LDP	0	0	3	2,723	6,192	5,588	546	475	3,695	4,801	224	8	136	124	108.6
• MLG	0	0	161	1,092	813	615	185	132	341	265	9	0	2	2	1
• step2	35	6	416	280	237	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0
• ACRE	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	447	11
· WILC	0	0	0	0	0	0	1,795	221	9	352	157	0	757	182	1
・その他	53	0	0	0	1,162	49	23	9	40	21	0	0	0	0	48
緊急支援	0	0	0	331	1,526	6	1,409	1	41	85	55	6	361	458	0
その他	10										347	245	232	166	125
信合22q	6,311	5,938	6,475	10,550	16,865	14,628	11,227	7,386	12,275	13,055	7,913	6,497	6,374	5,451	4,398

資料: WTO notification に基づき筆者作成

表5 米国のWTO通知: NPS·AMSの内容(1995~2010年)

単位:100万ドル

	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
灌漑計画	380	380	349	349	316	300	300	300	269	269	239	239	203	204	204
家畜放牧	45	50	51	51	51	65	47	41	47	39	38	38	44	45	45
農業収入保険	913	636	119	747	1,396	1,770	2,889	1,862	1,123	756	1,613	801	5,691	5,426	4,711
State credit	49	49	49	49	49	49	0	0	0	0	49	49	0	0	0
progrm															
Emergency	0	0	0	0	0	0	49	49	49	49	0	0	0	0	0
loans for seed															
producers															
貯蔵施設loan															
WLA · CCP	0	0	0	0	3	4	1	3	2	0	3	2	4	4	0
その他	-	-	-	2,811	5,463	4,640	1,804	544	4,288	4,749	1,488	893	1,220	221	17
	0	0	0	577	0	0	10	2	0	0	0	1	2,100	175	410
NPS合計	1,386	1,115	567	4,584	7,278	6,828	5,101	2,801	5,778	5,862	3,430	2,023	9,262	6,074	5,387

資料:WTO notification に基づき筆者作成

表6 PFC·DP とMLA·CCP の再分類に伴うAMS総額の推移

単位:100万ドル、%

											- In.	100/5	1 / 1 /0				
年 度		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
AMS制限枠①		22290	21490	20695	19899	19103	19103	19103	19103	19103	19103	19103	19103	19103	19103	19103	
現AMS総額②		類 ②	5898	6238	10392	16862	16803	14413	9637	6950	11629	12938	7742	6260	6255	4267	4119
		Ē	事分類(7)場合:	PFC+DF	(緑-	→PSS•	黄)、	MLA+CC	P (NE	S・デ	<u> </u>	t,→PSS	・黄)			
AMS	PFC+	DP分③	5141	6320	5672	5476	5057	4105	3968	4151	5289	5235	4962	3957	4821	5222	4898
増額	MLA+	CCP分④	0	0	0	3011	11046	5321	0	1743	809	2772	4356	3159	359	731	903
新/	新AMS総額⑤		11077	12749	16064	25349	32906	24055	13816	13154	18342	20244	16705	13145	8940	8150	7627
AMS総額対 ②/①		26.4	29	50.2	84.7	88	75.4	50.4	36.4	60.9	67.7	40.5	32.8	32.7	22.3	21.6	
AMS制限枠 \$/@		\$ /0	49.7	59.3	77.6	127.4	172.3	125.9	72.3	68.9	96	106	87.4	68.8	46.8	42.7	40

資料: WTO notification (①②) 及びUSDA·FSA (③④) のデータに基づき筆者作成

注)再分類で③、④がAMSに加わっても、当該品目のAMSがその品目生産額の5%を超えない場合、デミニミス化されるので、③、④の全額がAMS 総額に含まれることはない。なお③、④が新たにAMSに加わることで、従来デミニミス化されていた一部品目のAMSがその品目生産の5%を超えることとなり、新たにAMS総額に含まれることも生じる。その結果、②+③+④ \pm ⑤。

的に(前述のMPSP支持価格 9.90 ドルに比べ)高い目標価格(16.94 ドル/100 ポンド)のため、頻繁に発動される(MILC 目標価格 = 生産者の下支え価格)。

④収入変動対応型選択支払い(Average Crop Revenue Election: ACRE)

2008年農業法で導入された黄であり、主要品目の目標 価格ではなく目標収入を保証する。現在の生産、市場価 格とリンクされている。

3 WTO通知におけるNPS・AMS

米国のNPS・AMSの大半はMLA・CCPと農業保険が占める(表5)。

(1) MLA · CCP

1996年農業法で導入されたMLA(市場喪失補償)は2002年農業法でCCPとして正式に制度化された。これについては、96年農業法で廃止された不足払いの復活であると内外から批判された¹³⁾。固定直接支払(DP)の基準面積に沿って支給されるが、過去、栽培された対象品目の現在市場価格が目標価格¹⁴⁾を下回った場合、発動される¹⁵⁾。支給額は価格低迷期(98~02)には膨らんだが価格高騰期(06年~)には大きく減少した。

(2) 農業保険16)

農業生産において生ずる損害を補填する公的な保険の ことで、当該年の収量が過去平均収量を、なおかつ、収入 が目標収入を下回った場合に保険金が給付される。農家 は保険会社(保険販売・運用は政府認可の民間会社が行 う)の保険に加入し、保険料の一部は政府が負担する17)。 米国は「農家に支給された保険金 - 農家負担保険料」を 農業保険としてWTOに通知しているが、農業保険と実 際の政府負担額との間は開きがある。ちなみに、政府が 保険会社に支払う事務経費などが通知から漏れているな ど、実際の政府負担額は農業保険を上回る。2000~04年 の間、11~28 億ドルで推移してきた農業保険のWTO通 知額は価格上昇に伴い保険料率が大幅に上昇したなど で、2008年57億、2009年54億へと急増する。同時期の 実際の政府負担額はそれぞれ21~35億、57億、70億で あった(USDA・RMA資料)。農業保険の政府負担増に ついては、ACREとの2重保証であるなど批判もあり、 2013年農業法制定過程でも見直しが検討された18)。

(3) NPSのデミニミス分類・通知

米国のNPSのデミニミス分類は他先進国に比べて突出して大きい¹⁹⁾。NPSはすべての年度において100%デ

ミニミスとして分類・通知され、その額は国内支持総額の約1割、AMS総額の約4割にも上る(表1)。そもそも農産物生産額の5%未満という定義から、NPSは(PSSより)デミニミスになりやすい。特に穀物高騰の時期には、穀物が農業生産額の約25%を占めるだけに、農産物生産額(分母)は大きく膨らみ、NPSは簡単にデミニミスとなる。実際に米国のデミニミスの大半(95%、2010年)はNPSで占められている。デミニミスの例外がなかったら米国のAMS制限枠は守られない。分類操作によるNPS化・デミニミス化についての精査が必要である。

Ⅲ 米国WTO通知における補助金分類の適正さについての検討

1 MLA・CCPの性格とデミニミス

各国のAMS制限枠はデミニミス適用と密接に関係し ており、デミニミスに該当するか否かは、補助金の性格 がNPSかPSSかに大きく依存する。そこでまず、MLA・ CCPの性格が問題となる。MLA・CCPは過去、栽培さ れた対象品目の現在の市場価格が目標価格を下回った場 合、発動される。すなわち過去、栽培された作物(現在 生産とdecoupled:作物選択の自由)の現在価格(現在 価格とはcoupled)が発動基準となるので部分的デカッ プリング型対策200といえる。そこで、米国はこれらを NPS・AMSと分類、しかもそのすべてをデミニミスと し、AMS総額から除外してきた。しかし、①過去、栽培 された特定品目の基準面積と、その特定品目の現在価格 に連動して支給されるので、本来ならPSS分類が妥当で ある ②その上、支払いが(全農家ではなく)過去、栽培 された特定品目の基準面積をもつ農家に限るので、NPS の定義に合致しない ③綿花裁定では「PFC・DPと MLA・CCP は support to a specific commodity (特定品 目に対する助成) に含まれる」(WTO[32]para365) と判 断されたなど、CCPのNPS・デミニミスへの分類は適切 ではない-PSS・価格連動型補助に分類すべき-という 意見が多い²¹⁾。補助金全体に占めるCCPの比重は高く、 価格低迷期にはAMS総額の3割をも超える(表5)。CCP がPSSと再分類されれば、多くの品目において、当該 AMSが品目生産額の5%を超える(デミニミスになれな い、削減対象直接支払いとなる)ので、AMS総額の膨張 につながる²²⁾。

2 PFC・DPの分類をめぐる問題

(1) PFC・DP は緑ではない

①「野菜・果樹等を除く条項」とPFC・DP

PFC・DPとは過去の基準期間中一度でも生産調整に参加した農家を対象に、現在の栽培作物・面積ではなく、過去の生産に応じて毎年固定額が支払われる所得支持のことである。その受給には過去の基準期間中の対象品目の生産で十分であり、現在の栽培作物の選択は非耕作を含めて自由である。そのため、米国はこれを「生産と切り離された所得支持:緑」(農業協定付属書2・6))と分類・通知する。

しかしPFC・DPの「作付けの自由」には野菜・果樹・マコモの栽培を除くという条件(野菜・果樹等を除く条項)がついている。綿花裁定でブラジルは、農家の作付選択に制限を設けているこの条項が、野菜、果樹、マコモ以外の他作物の生産を奨励することとなるなど、何らかの形で綿花生産に影響する-綿花生産と切り離されてない-ので、緑ではないと主張し、WTOもこれを支持した。すなわち「生産と切り離された所得支持:緑」になるには生産形態とは関係ない支持である必要がある(農業協定付属書 $2\cdot6(b)$)が、PFC・DPの「野菜・果樹等を除く条項」は基準面積での野菜・果樹・マコモの栽培を制限する(生産形態の制限)ので、それに当たらないと判定した 23)。

②基準面積の更新とDPの分類

また、「生産と切り離された所得支持」となるには基準面積等が固定されなければならない(農業協定付属書2・6(a))。だが、2002年農業法はDP実施にともないPFCに適用されていた基準面積の更新機会を与えた。しかし将来的に基準面積更新が予測されれば、農家は将来の高い補助金を見込んで可能な限り現在の生産(基準面積)を拡大しておきたいと思うのが合理的である。ちなみに、基準の変更は直ちに生産に影響するので「生産と切り離された」とは言えなくなる²⁴。この点からもPFC・DPは緑ではなく黄である可能性が高い。

(2) DPの性格はNPSかPSSか

PFC・DPが緑であれば、その性格がNPSかPSSかは大きな意味をもたない。しかし「緑ではない」-黄と再分類-とされれば、NPSかPSSかはデミニミス適用との関連でAMS制限枠に直接影響する。これについても、前述Ⅲ.1 (MLA・CCPの性格)で用いられた論理が適用でき、ちなみに、CCPと同様に、過去の生産に応じて支給

される PFC・DP も PSS に分類すべきである。 PFC・DP は米国 AMS の約53%(1996~2010年)をも占める(表 6)。 これが PSS・AMS に再分類され、デミニミス になれない場合、 AMS 総額は大きく膨らむ 25)。

3 再分類した場合のシナリオ検討

以上のように、国内補助の分類の方法はAMS制限枠に影響する。表6は、PFC・DPとMLA・CCPの実績に関するUSDA・FSAの通年データを用いて、「PFC・DPを現行の緑からPSS・黄へ」「MLA・CCPを現行のNPS・デミニミスからPSS・黄へ」再分類した場合のAMS総額とAMS制限枠との関係を示したものである。1995~2007年を対象としたBlandford・Orden([2][3])の分析枠に、直近のデータ(~2010年)までを加えて分析を行った。

再分類によってPFC・DP(③)とMLA・CCP(④)の一部がAMS総額に加わり、WTO発足以来の全期間(1996~2010年)を通して、米国の新しいAMS総額(⑤)は現行のAMS総額水準(②)を大きく上回る。なお、農産物価格が低迷した1999年、2000年、2001年、2005年のAMS総額はその制限枠(①)を超えている。WTOルールに即した再分類が行われば、複数年度においてAMS約束水準の遵守が困難であることが分かる²⁶⁾。

この結果は、1996~2005年のデータに基づき、PFC・DPとMLA・CCPがそれぞれ「緑→NPS・黄又はPSS・黄」「NPS・デミニミス→PSS・黄」と再分類された場合のシナリオを検討し、①DPとCCPの両方がPSSと再分類されれば、10年間で5回、なお両方がNPSとされれば10年間で4回、AMS約束水準は守れない②AMS制限枠が守れるのは「DPは緑、CCPはNPS・デミニミス」(現行のWTO通知)の場合のみであるとしたRoberts・Andrews[18]の結果とも概ね一致する。

米国のAMS限度枠は今後143億ドル、さらには76億ドルまで引き下げられる可能性(2008年12月ドーハ・ラウンド・モダリティー4次修正案)があり、状況は一層厳しくなる。とりわけ「PFC・DPは緑ではない」という綿花裁定は、ブラジル以外の第3国にも攻撃の端緒を提供するもので、既に、カナダとブラジルが米国トウモロコシ補助金をWTOに提訴(DS357、2007年1月)している(ただし、2008年以降、中断状態)。しかし、これは米国に限る問題ではない。2003年農業改革以降、EUの国内補助も米国と類似した緑(生産と切り離された所得

支持)に大きく依存している。国内補助金の依存度の高い先進諸国は、国内助成の分類方法の見直しを通じて農政の混乱を避ける必要に迫られている。

Ⅳ WTOルールに対する米国農政の認識・対応

1 AMS制限枠と補助金分類操作

かつて鈴木[30]は、「黄の政策を約束水準以上の大幅 に削減した日本とは対照的に、米国はWTOルールを農 政への制約要因ではなく、AMS制限枠の余裕を見なが ら国内農業保護のために最大限活用するセーフティ・ ネットと位置付ける」とした270。しかし、以上の検討か ら分かるように、これは米国のWTOルールに対する認 識の一側面に過ぎない。WTOルールに対する米国の認 識と対応は一言で表せる性質のものではなく、その時々 の政治・経済状況によって様々な思惑が錯綜する複雑な ものである。まず米国農政は、AMS制限枠や綿花裁定、 深刻化する財政事情から、常にWTOルールと補助金削 減に強い関心を寄せる。すなわち、WTOルールを米国 農政への強い制約要因として受け止めている。しかし一 方では、とりわけ価格低迷の時期には、AMS制限枠の余 裕を見極めながら、新たな黄の導入など国内助成の強化 も辞さない。WTOルールの「セーフティ・ネットとし ての活用」とも言える。

しかし、ここで看過できないのは、米国のAMS制限枠の遵守が補助金分類操作に大きく依存していることである。ちなみに、AMS制限枠という制約のなかで、生産者側からの圧力・要望に応える(国内助成の強化)ため、WTOルールの曖昧さに付け込んだ補助金分類操作が重要な手段として用いられている。固定直接支払いやCCPの分類操作で米国のAMS総額は過少通知されており、これに対する競争国からの挑戦も相次ぐ。2013年農業法における固定直接支払いの廃止はこのような批判・挑戦に対する危機感の表れと言える。

米国は今、WTOルールを取り巻く内外の諸要因 (AMS制限枠、価格動向、国内農業状況等)をにらみながら、際どい農政運用を迫られている。この構図に特に大きな影響を与えるのが価格動向である。高い価格を背景に1996年農業法では不足払い廃止など農政改革が実行されたが、その後の価格低迷(97~2001年)でAMSは急増することになる。そのような中で制定された2002年農業法では、改革の逆戻りだという内外からの批判の

なか、CCPとMILCの導入など黄の新設・強化が図られた。2000年代後半の価格高騰で米国のAMSは再び減少に転じる。しかし堅調な価格状況にもかかわらず2008年農業法ではACRE(黄)導入など保護主義的基調が維持された。2006年以降、とりわけ2008年の酪農支援政策の変更でAMSが大きく減らされ、AMS制限枠に余裕ができたとの認識があったと言える。

2 価格連動型補助金と綿花裁定

前述の通り、米国はMLA・CCPをデミニミスに分類 し、削減対象直接支払い・価格連動型助成から外してい る(助成金分類問題)。しかし綿花裁定で米国は価格連動 型助成との関連で、分類問題とは別に、それを越えたも う一つの難問を突きつけられた。すなわち、WTOは米 国綿花助成を価格に依存する価格連動型助成 (MALP. Step-2, MLA・CCP) と価格に直接依存しない補助金 (DP・PFC、農業保険) に区分した上で、「価格連動型助 成は目標価格より相当低い価格での販売を可能にするも ので、過剰生産と輸出、世界市場における綿花の著しい 価格上昇阻害を通じてブラジル農家の利益に著しい害と それによる悪影響を与えた|(補助金協定5条違反)と し、価格連動型補助金に起因する悪影響の除去のための 適切な措置をとるか、価格連動型補助金自体を廃止する ように勧告した。国内補助金の正しい分類やAMS制限 枠の遵守だけではなく、価格連動型助成の本質的・根本 的改革を求めたのである。

しかし、米国2008年農業法には「補助金と価格との負の相関」²⁸⁾を改めようとする積極的な姿勢は見られなかった。CCPとMALPは維持されたまま、綿花の目標価格だけは僅かに引き下げられたものの、殆どの作物の支持価格-目標価格と融資単価-が引き上げられた。価格連動型補助金の大半がCCPとMALPに占められていることを考えれば、綿花のみならず主要穀物に対する提訴リスクは一層高まったといえる。この状況は2013年農業法においても大きく改善されることはなかった²⁹⁾。

V WTOルールの課題

1 WTOルールの曖昧さ

上述のように、米国のWTO通知からは不適正な分類 操作によるAMS総額削減が窺える。ただ不適正な分類 の多くはWTOルールの曖昧さに起因する。市場価格支 持(MPS)算定式(「固定国際価格―行政価格」×支持対象数量)がその典型である。農業協定交渉過程の妥協の産物として、市場価格支持算定式における「行政価格」「支持対象数量」の定義は必ずしも明確ではない。例えば、支持対象数量については各国の独自解釈に基づき、生産量のすべてを適用する国から、行政価格での買入れ量のみを適用する国まで様々である。

市場価格支持算定の曖昧さは米国のMPSP修正過程 (2008年)で一層鮮明になった。2004~2007年、特定乳製品の政府買入れは僅かであったにもかかわらず、「牛乳全生産量」を対象数量としたため、酪農の市場価格支持は2007年50億ドル (AMS総額の約8割)30)を超えた。そこで、米国は2008年に制度変更に踏み切り、酪農市場価格支持とAMSの大幅な削減を実現した。定義の曖昧さを巧みに利用した米国の思惑通りの結果であった。

1998年、日本はコメ買入れ・備蓄制度を修正し、食糧安全保障目的以外の米価支持目的の買入れ・備蓄を止めた。コメの行政価格と市場価格支持の撤廃(AMSから政府米の価格支持が外されたこと)で、日本のAMSは激減した(AMS制限枠の70%⇒20%)。WTOルールの曖昧さを利用し、国内支援の大きな削減なしに市場価格支持を大幅に削減した点では米国の事例と同じと言える。

2 WTOルールの運用の公平性

WTOルールは世界農政の透明化を促すと同時に、各国農政を大いに制約する。世界農政への影響を考えると、WTOルールとその運用には公正・公平性が求められる。そのためWTO・農業委員会は各国の国内補助政策を議論・監視し、なお加盟国は相手国のWTO通知について異議提起が可能である。

しかし、各国のWTO通知は実際の政策実行日より数年遅れるのが一般的で、実態と乖離したものである。現在、日本は2012年度分までをWTOへ通知しているが、米国・カナダ・EUと中国・韓国はそれぞれ2011年、2008年度分までしか通知していない(WTO、2014年8月現在)。通知遅れは、データ不足よりも各国の戦略上の判断に起因するものである([16])。しかも、WTOが公表する各国の通知内容はすべてが加盟国の責任で作成・通知されたものであるため、曖昧で主観的解釈の余地が大きい³¹¹。当然、加盟国間の政策比較は正確性を欠き、公平性の観点からも問題である。ドーハ・ラウンド交渉において不誠実なWTO通知への罰則が議論された

のもそのためであった。

3 WTOルールに新たな視点・観点を

そもそもWTO国内補助金ルールは市場歪曲是正の観点から「国内補助削減は善」という理念に基づく。生産過剰・価格低迷時代を反映した論理として生産者側の視点がより重視され、生産刺激的な措置・補助に厳しい目が向けられている。

しかし近年、WTOルールの新しい方向として、農業を取り巻く環境変化に対応できるような新しい観点・視点の必要性が指摘されている³²⁾。①市場を歪曲するのは国内補助・過剰生産だけではない。供給を制限する措置・補助(生産調整や環境保全目的の青や緑)や、むやみに需要を拡大させる、意図的に需要を刺激する措置・補助(バイオ燃料プログラムなど)も価格高騰を招く市場歪曲として問題視すべきだ②食糧危機・価格高騰の状況を踏まえて、WTOルールに生産者観点のみならず、消費者・需要者側、とりわけ低所得・食糧純輸入国の立場・観点をも取り入れるべきだという主張である。

新しい時代・状況を反映する、なおかつ中止となっているWTO協議を進める上でも注目に値するパラダイムであり、もっともな考え方であろう。

「略語一覧」

- ・ACRE(Average Crop Revenue Election:収入変動 対応型選択支払い)
- · AMS(Aggregate Measurement of Support: 国内助成合計量)
- ・CCP(Counter Cyclical Payment:価格変動対応型支払い)
- ・CEG (Certificate Exchange Gains: 穀物証券による 返済)
- ・CLF(Commodity Loan Forfeit:担保流し返済)
- ・DP(Direct Payment:固定直接支払い)
- · DPPSP (Dairy Product Price Support Program: 乳 製品価格支持制度)
- ・LDP(Loan Deficiency Payments:融資不足払い)
- MALP (Marketing Assistance Loan Program: 価格 支持融資制度)
- MILC (Milk Income Loss Contract Program: 生乳 所得損失補償契約事業)
- · MLA(market loss Assistance program:市場喪失補

償)

- ・MLG(Marketing loan Gains:マーケティング・ローン・不足払い)
- · MPS(Market Price Support:市場価格支持)
- · MPSP (Milk Price Support Program: 牛乳価格支持 制度)
- · NPS(品目非特定的助成: Nonproduct-Specific Support)
- ・PFC (Production Flexibility Contract payments: 生 産調整契約支払い)
- · PSS(品目特定的助成: Product-Specific Support)

注

- 1) 日本のWTO通知については[10]を参照されたい。
- 2) 韓国のWTO通知については[26]を参照されたい。
- 3) 2002年9月、ブラジルは米国の複数の綿花補助金が綿花の国際価格を引き下げ、ブラジルの農民所得を減少させたと主張しWTOに提訴。2005年3月、WTO・紛争解決機構(DSB)はパネル・上級委員会報告書を採択、米国に対する是正勧告を行ったが、未だ紛争解決には至っていない。現在も両国による交渉が続く。その経緯・論点については[11]、[21]、[22]が詳しい。
- 4) PFC (1996~2001) と DP (2002~) は固定直接支払いという点で、MLA (1998~2001) と CCP (2002~) は目標価格と市場価格との差額を補てんするという点で基本的に同じもの。2008年農業法を中心とする米国の国内補助体系については [13] を参照されたい (PFC、DP、CCP、MLAなどの略語については 「略語一覧」を参照)。
- 5) 鈴木 [30] は①MLA・CCPの場合、デミニミスで逃げている (pp. 22~23) ②酪農価格政策でも AMS を 過少申告している (pp. 39~40) と批判。服部と磯田も MLA をデミニミスとして削減対象外扱いしたと指摘 ([11]pp.180~181、[12]pp.181~184)。
- 6) 国内農業助成のために用いられている補助金(政府 直接支出) や価格支持などの政策。
- 7) 2013年農業法の成立過程と内容については[4]、[5]、 [14] が詳しい。
- 8) AMS限度枠は1986-88の水準で決まる。
- 9) peanutsの市場価格支持は2002農業法で撤廃された。
- 10) [7]、[19]P.18、[31]を参照されたい。
- 11) [13] を参考されたい。

- 12) [19]pp.18~19、[31]を参考されたい。
- 13) 2002年農業法の問題点については、[1] と [33] を参照されたい。
- 14) 年毎、おおむね生産費に基づき作物ごとに設定される。
- 15) 例えば、基準年(過去) に小麦を作付けしていた農地(基準面積) に、今年は大豆を生産したとすると、CCPとDPについては(過去栽培された) 小麦の現在の市場価格に基づいて支給額が算定される。
- 16) 農業保険については[23]pp.9~11、[24]を参考されたい。
- 17) 平均で約6割、もっとも基本的保険であるCATの 場合は保険料全額を政府が負担する。
- 18) [24] p. 18_o
- 19) [16]p.2の図1などを参照されたい。
- 20) [29]p.10_o
- 21) [19]pp. 29~30°
- 22) [2]p. 18 \(\begin{align*} [3] \text{pp. } 123 \sim 124_\circ \end{align*}
- 23) WTO[32]paras. 341~342°
- 24) [19]pp. 26~27°
- 25) [2]p.20、[3]pp.124~125、[29]pp.10~13をも合わせて参照されたい。
- 26) [2]pp.19~20、[3]pp.122~125をも合わせて参照 されたい。
- 27) \[\(\) 30 \] \[\] \p. 19\(\)
- 28) これについては、Steinberg・Josling[27]、Sumner [28][29]、FAPRI[8]、Oxfam[18]が詳しい。いずれも、米国の価格連動型助成は国際市場価格に負の影響を、競争相手国に悪影響を与えるとし、その改革の必要性を強調する。中でも、綿花補助金の「著しい害」「悪影響」を立証した[27]は綿花裁定においてブラジル側の証拠として提出・採用されたことで知られている。[29]も米国の主要穀物生産額に対する補助金の割合が非常に高いこと、高い世界市場シェアなどをあげ、補助金の国際市場価格への不の影響とそれによる「著しい害」は無視できないとする(pp.10~23)。さらに、[18]は綿花の他にもWTOルールに違反している作物が多く、とりわけトウモロコシ、コメ、ソルガムは輸出入国の両方から提訴される可能性は高いとする。
- 29) [14]p.36を参照されたい。
- 30) 2.65 (生乳支持価格9.90ドル-国際価格7.25ドル)

- ×全牛乳生産量(19億/100ポンド)。
- 31) [6]p.3, [29]pp.9~10。
- 32) Orden [17]pp.389~430°

引用文献

- [1] Julian M. Alston and Daniel A Sumner, "Perspectives on farm policy reform", Journal of agricultural and resource economics 32(1), 2007, pp. 1~19.
- [2] David Blandford and David Orden, "United States: Shadow WTO Agricultural Domestic Support Notifications", IFPRI Discussion Paper, November 2008.
- [3] David Blandford and David Orden, "WTO Disciplines on Agricultural Support: Seeking a Fair Basis for Trade" Edited by David Orden, Cambridge University Press, 2011, pp. 97~152.
- [4] Ralph M. Chite, "The 2012 Farm Bill: A Comparison of Senate-Passed S. 3240 and the House Agriculture Committee's H.R. 6083 with Current Law", CRS report for Congress, August 21, 2012.
- [5] Ralph M. Chite, "The 2013 Farm Bill: A Comparison of the Senate-Passed Bill (S. 954) and House-Reported Bill (H.R. 1947) with Current Law", CRS report for Congress, June 14, 2013.
- [6] Anne Effland, "Classifying and Measuring Agricultural Support Identifying Differences Between the WTO and OECD Systems", ERS · USDA, March 2011.
- [7] FAPRI, "Dairy Policy Issues for the 2012 Farm Bill", the Food and Agricultural Policy Research Institute, April 2010. (http://www.fapri.missouri.edu/outreach/ publications/2010/Dairy_Policy_Issues_April 2010.pdf)
- [8] FAPRI, "Potential Impacts on U.S. Agriculture of the U.S. October 2005 WTO Proposal", FAPRI-UMC Report #16-05, December 15, 2005.
- [9] GAO, "FARM PROGRAMS: Direct Payments Should Be Reconsidered", GAO-12-640, July 2012.

- [10] Yoshihisa Godo, Daisuke Takahashi, "Japan: Shadow WTO Agricultural Domestic Support Notifications", IFPRI Discussion Paper 00822, November 2008.
- [11] 服部信司『アメリカ農業・政策史1776-2010』農 林統計協会、2010年。
- [12] 磯田宏「アメリカにおける経営安定対策の実相と 教訓」矢口芳生編『農業経営安定の基盤を問う』 農林統計協会、2003年。
- [13] 金成學「WTO時代における米国農政の展開と課題-価格・所得支持対策を中心に-」山形大学紀要(農学)第16巻第3号、2012年1月。
- [14] 金成學「次期(2013年)米国農業法の性格についての一考察 固定型直接支払い廃止とセーフティネット強化の思惑と影響 」山形大学紀要(農学)第17巻1号、2013年1月。
- [15] David Orden, Tim Josling and David Blandford, "Understanding International Disciplines on Agricultural Domestic Support", Presented at the Session: WTO Disciplines on Domestic Support and Market Access, 2009.

 (http://iatrc.software.umn.edu/activities/annualmeetings/themedays/pdfs/2009 Dec-Josling OrdenBlandford.pdf)
- [16] David Orden, David Blandford, Tim Josling, and Lars Brink, "WTO Disciplines on Agricultural Support-Experience to Date and Assessment of Doha Proposals", IFPRI (INTERNATIONAL FOOD POLICY RESEARCH INSTITUTE) Research Brief 16, May 2011.
- [17] Edited by David Orden, "WTO Disciplines on Agricultural Support: Seeking a Fair Basis for Trade" Cambridge University Press, 2011.
- [18] Oxfam International, "Truth or Consequences: Why the EU and the USA must reform *their subsidies, or pay the price*", Oxfam Briefing Paper No. 81, November 30, 2005.

 [http://www.oxfam.org/en/policy/pa2005/]
- [19] Ivan Roberts and Neil Andrews, "Major US farm support policies and their links to WTO domestic support commitments", ABARE research report, January 2009.

- [20] Randy Schnepf · Jasper Womach, "Potential Challenges to US. Farm Subsidies in the WTO", CRS report for Congress, April 2007.
- [21] Randy Schnepf, "Brazil's WTO Case Against the US. Cotton Program", CRS report for Congress, October 16, 2007.
- [22] Randy Schnepf, "Brazil's WTO Case Against the US. Cotton Program", CRS report for Congress, September 21, 2011.
- [23] Dennis A. Shields, Jim Monke, Randy Schnepf, "Farm Safety Net Programs: Issues for the Next Farm Bill", CRS report for congress, Sep 10, 2010.
- [24] Dennis A. Shields, "Federal Crop Insurance: Background and Issues", CRS Report for Congress, December 13, 2010.
- [25] Dennis A. Shields, Randy Schnepf, "Farm Safety Net Provisions in a 2012 Farm Bill: S. 3240 and H.R. 6083", CRS Report for Congress, p 8, Sep 28, 2012.
- [26] ソンジュホ「WTOにおける主要国の国内補助の 比較と示唆」『農村経済』第32巻1号、2009年5 月(韓国語)。
- [27] Steinberg, Richard H., and Timothy Josling, "When the Peace Ends: the Vulnerability of EC and US Agricultural Subsidies to WTO Legal Challenge", *Journal of International Economic Law*, Vol.6 No.2, pp. 369-417, July 2003.
- [28] Sumner, Daniel A,"A Quantitative Simulation Analysis of the Impacts of U.S. Cotton Subsidies on Cotton Prices and Quantities", Paper presented to the WTO Cotton Panel (DS267). October 26, 2003, [http://www.fao.org/es/esc/common/ecg/47647_en_sumner.pdf].
- [29] Sumner, Daniel A."Boxed in: Conflicts between US farm policies and WTO obligations", Trade Policy Analysis No.32, CATO Institute.

 [http://www.freetrade.org/pubs/pas/pas.html]
- [30] 鈴木宣弘『WTOとアメリカ農業』 筑波書房、2003 年。
- [31] 上田泰史、中野貴史「米国における酪農政策の今後の展開方向~乳価下落時におけるセーフティネットの効果~」『畜産の情報』、2010年7月。

- [32] WTO, "United States—Subsidies on upland cotton", WT/DS265/AB/R, WT/DS266/AB/RandWT/DS267/AB/R, Reports of the Appellate Body, March 21, 2005.
- [33] Carl Zulauf, "US agriculture policy at a crossroads", Testimony Before House of Representatives Committee on Agriculture, September 21, 2006.
- [34] Carl Zulauf, David Orden, "ACRE in the U.S. Farm Bill and the WTO", IATRC Working Paper #09-2, May 2009.